

2025年10月20日(月)

## 小栗キャップの News Letter

#### 税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL: 052-526-8858 FAX: 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL: 058-264-8858 FAX: 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp http://www.str-tax.jp

# 土地区画整理事業で清算金の交付を受けた場合の課税

#### 清算金の交付とは

土地区画整理事業の清算金は、換地の際に生じる権利の不均衡を調整するために徴収又は交付されます。換地の権利価額が従前地の権利価額より減じる場合には、換地処分の公告日の翌日に清算金が確定し、土地所有者に交付されます。清算金は土地に付与される清算指数に指数1個あたりの単価を乗じて算定します。

#### 交付を受ける清算金の相続課税

仮換地の所有者に相続が発生した場合、 課税時期に清算金の交付を受けることが確 定している場合は、仮換地の評価額に清算 金の価額を加算します。

また、課税時期が換地処分の公告前であっても清算金の交付額が分かる場合は、仮換地の評価額に清算金の交付額を加算します。清算指数や単価を土地区画整理事業の施行者に問い合わせて確認します。

### 交付を受ける清算金の譲渡所得課税

換地処分により換地とあわせて清算金の 交付を受けた場合、換地を交付された部分 については土地の譲渡はなかったものとみ なされ、譲渡所得税は課税されません。

交付された清算金については、換地処分 の公告のあった日の翌日に土地の譲渡があ ったものとして譲渡所得税が課税されます。 この場合、清算金で代替資産を取得すれば、 収用等の課税の特例が適用され、代替資産 の取得に充てられた部分の清算金について 課税の繰り延べ、または納税者の選択によ り、譲渡所得金額から 5000 万円の特別控除 を受けることができます。例えば、清算金 1000 万円(A)、譲渡資産の取得費 200 万円 (B)、換地取得資産の価額 3000 万円(C)、 譲渡費用ゼロとすると、換地の交付部分に は課税されず、清算金の交付に課税されま すが、5000 万円の特別控除を選択すれば譲 渡所得金額はゼロとなり、課税されません。

- ① 収入金額 A
- ② 取得費= $B \times A / (A + C) = 50$  万円
- ③ 譲渡所得金額=①-②-0 万円 =950 万円≦5000 万円 ∴0

#### 仮換地を売却した場合

仮換地を売却すると、清算金は換地処分の公告日の翌日に土地所有者である買主に交付されます。清算金の交付請求権を売主に留保したいときは、売買契約にその旨の特約を付し、売買代金は換地部分の価額とし、当該請求権は買主から施行者に債権譲渡通知書を提出することもできます。



換地の面積が増えて 清算金が徴収される 場合もあります。